

学生等の課外活動等によるゴルフ場利用証明書


証明書番号第 _____ 号
年 月 日

(利用者名)

-----様

学校の所在地 -----

学校の名称 -----

学長又は校長 ----- 

本学 学生 本学 保健体育科目の実技（地方税法施行規則第8
の生徒が の
本校 教員 本校 公認の課外活動（地方税法施行規則第8

条の12第1号該当)

として利用することを証明します。

条の12第2号該当)

記

学生等の利用者	学年又は学部	
	生徒番号又は学番	
	住所	
	氏名	
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
利用するゴルフ場	所在地	
	名称	
	利用する期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 御注意
- 1 学長又は校長の印は、職印を使用する。
 - 2 生徒又は学生を引率する当該学校の教員の利用がある場合は、当該教員の利用分についても証明が必要です。
なお、その場合、当該教員の職・氏名を氏名欄に記載してください。

税 62332

学 年 又は 学 部	生徒番号 又は 学 番	住 所 (電 話 番 号)	氏 名	生 年 月 日 (年 齢)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)
		電 話 ()		年 月 日 (歳)

御注意

- この(別紙)は必ず「学生等の課外活動等によるゴルフ場共同利用証明書」(税62333-1)に添付して使用してください。
- 生徒又は学生を引率する当該学校の教員の利用がある場合は、当該教員の利用分についても証明が必要です。なお、その場合は当該教員の職・氏名を氏名欄に記載してください。

※ 兵庫県税条例第69条の2の規定により、非課税(学生等の課外活動等)の適用を申し出る場合は、次の書類が必要です。

- ① 非課税適用申出書の提出
- ② 学生等の課外活動等によるゴルフ場(共同)利用証明書(この証明書)の提出
- ③ 本人確認できる書類の提示

しかしながら、この(別紙)の写しをとり、下記の項目を記載すれば、①非課税適用申出書の替わりとすることができます。(利用日が複数にわたる場合は一日の利用毎に写しが必要です。)

利用するゴルフ場名 (特別徴収義務者)	利 用 年 月 日	学 校 名	「学生等の課外活動等による ゴルフ場共同利用証明書」 (税62333-1)の証明書番号
	年 月 日		第 号